

## 財団法人 山形県体育協会表彰規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人山形県体育協会（以下「本会」という。）寄付行為第4条に基づき、体育・スポーツに関する表彰を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 本会は、本県体育・スポーツの普及と振興に関し、次条各号のいずれかに該当すると認めた個人（本県に居住するか又は県外の大学に在学する本県出身者に限る。）又は団体を表彰する。

### (表彰の種別及び内容)

第3条 表彰の種別及び内容は、次のとおりとする。

#### (1) 殊 勲 賞

- ア. 全国競技大会において優勝又は日本新記録を樹立した者（日本タイ記録を含む）
- イ. 日本代表選手として国際競技会に出場した者
- ウ. 全国大会で好成績を収め、ナショナルリーグ等の推薦を得たチーム

#### (2) 奨 励 賞

殊勲賞に該当しない競技会等において次のいずれかの成績をあげた者

- ア. 全国大会において優勝した者
- イ. 日本代表選手として、国際競技会に出場し入賞した者（1～8位）

#### (3) 功 労 賞

- ア. 県又は地域スポーツの普及振興に多大な業績を挙げ、その功績の顕著な者
- イ. 本会の役員として会の発展に特に寄与した者
- ウ. 本会加盟団体役員として特に功労のあった者
- エ. 長期にわたり活躍した優秀選手・監督及びチーム

#### (4) 感 謝 状

- ア. スポーツの普及振興に物心両面にわたり尽力のあった者
- イ. 本会加盟団体役員として本会の発展に特に功労のあった者

### (候補者等の推薦)

第4条 加盟団体及び本会専門委員会は、前条に規定する各賞の候補者及び団体について、本会に推薦するものとする。

### (候補者の選考及び決定)

第5条 推薦された候補者並びに団体については、本会理事会において選考のうえ決定する。

(受賞の回数並びに加授)

第6条 受賞の回数は、殊勲賞並びに奨励賞を除き1回を原則とする。

2 功労賞を受けた者が、新たな事由等により功労が認められた場合は、重賞することができる。

3 第3条第3号エに該当する個人及び団体には、「山形県ライオンズスポーツ賞」を加授する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、毎年定期又は必要と認めたときに表彰状を授与して行う。

2 前条の表彰には、副賞をあわせて授与することができる。

(規程の変更)

第8条 本規程及び内規は、理事会の承認を得て変更することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰の施行についての必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成6年5月26日から施行する。
- 2 財団法人山形県体育協会表彰規程（昭和48年3月20日）は、廃止する。
- 3 この規程は、平成8年1月17日一部改正する。
- 4 この規程は、平成8年3月22日一部改正する。

## 財団法人 山形県体育協会表彰規程内規

### (趣 旨)

この内規は、財団法人山形県体育協会表彰規程（以下「表彰規程」という）第9条の規定に基づき、表彰について必要な事項を定める。

### 1 殊 勲 賞

#### (1) 全国競技大会の範囲

- ① 国民体育大会
- ② 全日本選手権大会
- ③ 全日本大学選手権大会
- ④ 全国高等学校総合体育大会
- ⑤ 全国中学校選抜体育大会
- ⑥ (財)日本体育協会に加盟する中央競技団体が認める全国的な競技会（身分、職種により参加者が限定されている者及び小学生の全国的な競技会は除く）

#### (2) 国際競技会の範囲

- ① オリンピック大会
- ② 世界選手権大会
- ③ アジア競技大会
- ④ ユニバシアード競技大会
- ⑤ (財)日本体育協会に加盟する中央競技団体が認める3カ国以上が参加する国際大会に入賞した者（招待、親善大会は除く）

#### (3) ナショナルリーグの内容

当該チームが全国又は地域（ブロック）において高水準にあり予選リーグ等を経て本リーグに推薦されたチーム

### 2 奨 励 賞

#### 国際競技大会の範囲

2カ国間等の招待、親善大会を除く3カ国以上が参加する競技会

### 3 功 労 賞

- (1) 同一団体に20年以上にわたり活躍した役員及び指導者
- (2) 本会役員として3期以上在職した者
- (3) 本会加盟団体役員とは、会長・副会長・理事長・事務局長として10年以上在職した者
- (4) 表彰規程第3条(3)エの長期とは全国競技大会において個人・団体を通算2回以上優勝させた監督・指導者
- (5) 受賞の対象は55歳以上とする。(上記3号及び4号を除く)

(6) 表彰規程第6条2に規定する功労賞の重賞については故人も対象とする。

#### 4 感謝状

(1) (財)山形県体育協会の会長・副会長・理事・監事として2期以上在職し職を辞した者

(2) 本会加盟団体の会長・副会長(又は同等と認められる役職)として6年以上(通算も認める)在職し、スポーツの普及振興に貢献し、職を辞した者

(3) その他、会長が必要と認めた者

#### 5 候補者の推薦枠

功労者に関する候補者の推薦枠は本内規3の第3号及び第4号を除き原則として加盟団体及び本専門委員会毎に1名又は1団体とする。

#### 6 その他

会長は、表彰に関し必要があると認めたときはこの外別に定めることができる。

#### 付 則

1 この内規は、平成6年 5月26日から施行する。

2 この内規は、平成8年 1月17日一部改正する。

3 この内規は、平成8年 3月22日一部改正する。

4 この内規は、平成8年11月18日一部改正する。